

気づいて 学んで つなごう

# 消費者ネットワークわかやま 四季だより 第24号



2018年3月

消費者相談や消費者被害に関する情報、  
これって消費者被害かな?という疑問等  
ありましたら、消費者ネットワークわかやま  
迄お気軽にお電話下さい。

発行：消費者ネットワークわかやま事務局  
〒640-8323 和歌山市太田三丁目10番10号 わかやま市民生協気付  
TEL 073-474-1124 FAX 073-474-8649 HP : cnw.wakayama.jp

## 消費者ネットワークわかやま 第2回公開学習会

### 『みんなで考える情報モラルとコミュニケーション』

～LINEのご紹介と、子どもがインターネットを利用する際の注意事項!!～

を開催しました!

2018年2月28日(水)、わかやま市民生協E\*KAOホールにて、消費者ネットワークわかやま第2回公開学習会を開催しました。36人の参加がありました。

今回は、『みんなで考える情報モラルとコミュニケーション～LINEのご紹介と、子どもがインターネットを利用する際の注意事項!!～』を、福泉敏子さん(LINE オフィシャルインストラクター)にご講演いただきました。



LINEは、東日本大震災の安否確認の際に電話回線はパンクしていたがSNSは活用できた事例があったので、その後、“大切な人”とつながる友人・知人等向け一対一のSNSサービスとして始まり、現在では国内で7000万人が利用するコミュニケーションアプリとの紹介がありました。

また、LINEの機能、登録や使用方法、セキュリティー面についての説明がありました。次いで、青少年の利用実態の紹介があり、特に利用時の嫌だったこととして、「知らない人からの友達登録」「深夜のトークのやり取り」「話をしてる際にスマホを触っている」などの事例がありました。

後半のワークショップで、インターネットの4つの特徴「公開される」「記録される」「拡散する」「誰かがわかる」を知り、危険を見抜き、相手に嫌な思いをさせないで賢く使うことを参加者同士で意見交換を行う体験学習をしました。

#### 参加者の感想☆

- ・子どもまかせにするのではなく、親も率先して勉強しなければ!
- ・今まで意識もせずLINEを利用していましたが、セキュリティーの意識が上がりました。
- ・LINEも含め便利な世の中になってきましたが、危険と背中あわせであると実感しました。
- ・イメージしていたものと違い、身近なお話でわかりやすかったです。
- ・モラル教育やコミュニケーションをしておくことの大切さがわかった。

## 消費者行政ヒアリング調査を行いました

消費者ネットワークわかやま世話人会とわかやま市民生活協同組合が合同で県下全市の消費者行政担当窓口を訪問し、現状の課題や今後の問題点などについてヒアリング調査を行いました。

各市ともにさまざまな取組みを展開していましたが、共通の課題として今後の予算と人の問題や窓口体制の強化、担当職員のスキルアップの意見が出されていました。



### 岩出市（12/11）

教育委員会と協力し小中学校や市民大学校などで出前講座を実施しています。また、福祉部署と連携し民生委員児童委員総会や地域ケア会議など地域の見守り活動者に啓発を行っています。

### 紀の川市（12/11）

岩出市と協定を結び、消費者トラブルに対応しています。インターネットや広報で相談窓口の周知を行っています。

### 橋本市（11/21）

月に1回注意喚起チラシを作成し、現在流行っている手口などの情報を市民に提供し、注意を呼び掛けています。また、見守りボランティア育成のため「くらしの応援隊養成講座」を実施しています。



### 和歌山市（12/8）

高齢者に被害が多い現状を踏まえ、地域包括支援センターとの情報交換を実施しています。また、消費者教育講座を実施し、幅広いテーマでの消費者教育を開催しました。



### 海南市（12/4）

今年度からバイオネットが導入され、月～金曜日は相談員を設置しています。市広報誌により相談窓口の周知を行っています。



### 新宮市（11/22）

4月から東牟婁郡の町村と連携し市役所内に相談窓口を設置しています。市内の小学校（4年～6年）と中学校に啓発パンフレットを配布しました。



### 有田市（12/7）

警察への情報提供を行い、市民に注意喚起をしています。2017年度は計7回、公民館等で啓発講座を実施しました。



### 御坊市（11/22）

7月に日高地域（1市6町：御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町）の相談窓口と巡回窓口を開設しました。

### 田辺市（12/6）

11月から専門の相談員を配置しました。啓発講座や、高齢者担当部局との情報交換を行っています。

# ☆☆☆ KC'sの差止活動報告 ☆☆☆

適格消費者団体・特定適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西(KC's)

◇KC'sは、不当な勧誘や契約条項などに対して被害の拡大を防止するため消費者に代わって、事業者に対して改善をもとめ、受け入れられない場合は差止請求訴訟ができる適格消費者団体です。また、特定適格消費者団体として被害回復訴訟もできます。現在、全国で適格消費者団体17団体(その内、特定適格消費者団体2団体)が活動しています。

## ◎エクササイズスタジオ「ピラティススタイル」を運営する(株)ぜんから「誓約書」を受領しました。

当団体からの申入れに対して同社は「入会后4ヶ月間は、休会・退会ができない。」との条項を削除するとの回答がありました。しかし同社ホームページでは、改善されないままとなっていました。

このため、同社に対して約束を守っていただくための誓約を求める「誓約書」を送付していました。その結果、昨年11月30日付で同社から「誓約書」を受領しました。

## ◎簡易生命保険の約款をめぐる問題について、独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構に対して、「要請書(その5)」を送付しました。

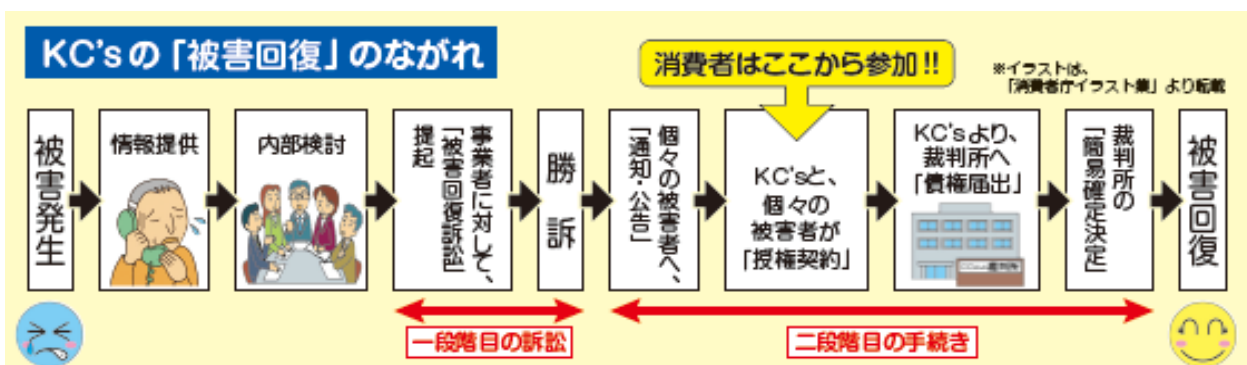
遺族に該当する者が不存在の場合、他に相続人ではあっても遺族に該当しない者(例えば、ひ孫、甥、姪など)が存在しても保険金を受け取ることができず、その保険金は他の加入者の配当原資に回されることを分かりやすく説明することを求めるなどをした要請に対し、どの件に対応するのか明示されておらず、また、回答がなかった事項もあります。

そこで、改めて前回の要請を行うに至った理由を説明し、各事項に対し明確な回答を求めたものです。

## ◎消費者の被害回復にむけて情報提供をお願いします。

事業者の不当な行為により、同様の原因で数十人以上の消費者が被害を受けた場合、「特定適格消費者団体」が、消費者裁判手続特例法に則り、事業者に対して、訴訟(一段階目の訴訟)および裁判手続(二段階目の手続)を行うことで、消費者の被害回復を請求できるものです。

2016年10月1日(法施行日)以降に締結された消費者契約のうち、事業者の不法行為等によるものが対象になります。



KC'sの活動を詳しく知りたい! 消費者被害などについての情報提供については

詳しくは、右記QRコードから  
KC'sホームページをご覧ください。



# 消費者ネットワークわかやま 第8回総会&記念講座のご案内

日 時：2018年4月28日（土）開場 12:30 開演 13:00～16:00

第1部：第8回総会 13:00～13:45

第2部：記念講座 14:00～15:30

場 所：和歌山県JAビル 11階 会議室（和歌山市美園町5-1-1）

参加無料

## ◇記念講座

《テーマ：人はなぜダマされる ～賢い消費者になるために～》

かつら はなだんじ

講師：桂 花團治 氏

（落語家/大阪青山大学健康科学部こども教育学科客員教授）



### プロフィール

20歳の時に故二代目桂春蝶の高座に一目惚れし入門。「古典落語の研究に心血を注ぐ一方、甲高い声に対するコンプレックスを解消するべく約20年間、狂言を学び、今ではその「声」を活かした演目に定評がある。2015年4月に、70年ぶりの名跡復活となる「三代目桂花團治」を襲名。現在は自身の経験や悩みから導きだしたコミュニケーション論が評判を呼び、研修依頼も多く、自他ともに認める「大阪で一番多く教壇に立つ落語家」として活躍中。

### 内 容：

多発する消費者トラブル。悪質商法・振り込め詐欺・ヤミ金融など、多くの方々が被害に遭っています。そんな悪質商法などに騙されない、賢い消費者になるためにどうすればいいのか？笑いに包まれながら学びましょう。お楽しみに！！

### 【参加申し込み】

消費者ネットワークわかやま 事務局 TEL：073-474-1124

参加申し込みは、平成30年4月13日（金）までに電話でお願いします。（当日の参加も可能です。）



## 消費者ネットワークわかやまに加入しましょう。 2018年度新規会員募集中！

消費者ネットワークわかやまは県内の弁護士、司法書士、消費生活アドバイザー、消費者団体などが消費者被害のない誰もが安心してくらすことができる和歌山県の地域社会づくりに向けて活動しています。具体的には、消費者問題学習会の開催や県内の各市に対する消費者行政ヒアリング調査に取り組んできました。会員にご加入頂いた方には、消費者ネットワークわかやま会報（四季だより）、消費者ニュース（消費者被害にあわないための啓発チラシ）をお届けしています。

私どもの活動は会員登録していただいた皆様の年会費で運営しています。消費者ネットワークわかやまの趣旨にご賛同いただき、2018年度新規会員の手続きを是非宜しくお願い致します。

きりとりせん

### 消費者ネットワークわかやま加入申込書（新規・継続）

団体名または個人名 申込日 2018年 月 日

ご担当者名様（団体の場合ご記入下さい）

TEL： メール

年会費 口 円（個人1口500円・団体1口1000円、1口以上でお願いします。）

金融機関・支店名 ゆうちょ銀行 太田郵便局

口座内容 振替口座

口座番号 00960-9-195026

口座名義人 消費者ネットワークわかやま 代表世話人 由良 登信

※ 銀行から上記の口座に振込みする際は下記となります。

店番 〇九九 預金種別 当座 口座番号 01950